

# 八戸市立江南小学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 2 月 16 日一部改定

## はじめに

全ての職員が「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「八戸市立江南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」として以下の5点を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめの未然防止に努めます。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

また、「八戸市教育委員会学校教育指導の方針と重点」に則り「いのちの教育」を推進する。

- 「いのちの教育」を基底に「生きる力」をはぐくむ
  - ・ 「自分を大切に思える気持ち(自尊感情)」を育てる。
  - ・ 「いのち」のつながりと多様性に気づかせる。
  - ・ 「いのちの尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教える。

## 1 「いじめ」とは(いじめ防止対策推進法第2条を参照して)

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「江南小学校いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

## 2 いじめを未然に防止するために

### <児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつような様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

### ＜教員に対して＞

---

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるような授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめ予防のために、情報モラル教育の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

### ＜学校全体として＞

---

- ・全教育活動を通して、「いじめは決して許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査(アセスの活用)と教育相談週間を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教員全体で共有する。
- ・アセスの結果分析や「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは決して許さない」ということと「いじめ」に気づいたときにはすぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・児童総会や全校朝会(いじめ問題対話集会の報告等)で「いじめ問題」に関する取り組みを行う。
- ・いつでも、だれにでも相談できる体制の充実を図る。

### ＜保護者・地域に対して＞

---

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校日より、参観日、地域学校連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・「いじめ防止基本方針」の策定と対応等について、地域青少年指導者協議会(三水会)等の機会を活用し周知に努める。
- ・「いじめ防止基本方針」を学校ホームページにおいて公表する。

### 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

#### <早期発見に向けて ～「変化に気づく」～>

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教員は積極的に声をかけ、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査(年間2回:アセス)や教育相談週間等を活用し、児童との信頼関係を深める。また、長期休業中の保護者個人面談等を活用し、保護者との教育相談を推進する。

#### <相談できる ～「だれにでも」～>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することも大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受けとめ、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止等対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

#### <早期解決を ～「傷口は小さいうちに」～>

- ・教員は、気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題をとらえる。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめを止めさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

### 4 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置づける。構成は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭とし、校長が招集する。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校の教員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、児童、保護者からのアンケート調査(年2回)、教員の自己評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。

## 5 いじめ防止等対策委員会年間計画について

いじめ防止等対策委員会(校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭)

		いじめ防止等対策委員会の取組	その他、全職員等での取組
1 学期	4月	・いじめ防止基本方針検討 ・保護者への周知(PTA 総会時)	・いじめ防止基本方針共通理解
	5月	・教育相談の取組内容検討 ・地域学校連携協議会での方針説明	
	6月	・アセス研修計画検討	・児童アンケート、教育相談実施
	7月	・学校関係者アンケート集計、分析	・学校関係者アンケート実施、個人面談
2 学期	8・9月	・地域学校連携協議会での取組説明	・教育相談後の情報交換
	10月	・教育相談の取組内容検討	
	11月	・アセス研修計画検討	・児童アンケート、教育相談実施
	12月	・学校関係者アンケート集計、分析	・学校関係者アンケート実施
3 学期	1月	・学校評価自己評価	・教育相談後の情報交換
	2月	・地域学校連携協議会での取組説明 ・いじめ防止基本方針修正検討	・いじめ防止基本方針反省及び改善
定期的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の職員会議における児童についての情報交換</li> <li>・縦割りなかよし班によるあいさつ運動(輪番)</li> <li>・縦割りなかよし班によるなかよしタイム等の計画的取組</li> <li>・道徳の時間における指導(情報モラル教育の推進)</li> <li>・三水会(根城地区青少年生活指導協議会)、町内子ども会、保護司会等との連携</li> <li>・いじめ問題等対話集会参加(学校代表児童2名)</li> </ul>		

## 6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した際の八戸市教育委員会への報告や対応等については、いじめ防止対策推進法に則して、八戸市教育委員会に指導・助言を求め学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや三水会(地区青少年生活指導協議会)等の会合で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることを願う。

## 7 重大事態への対応について

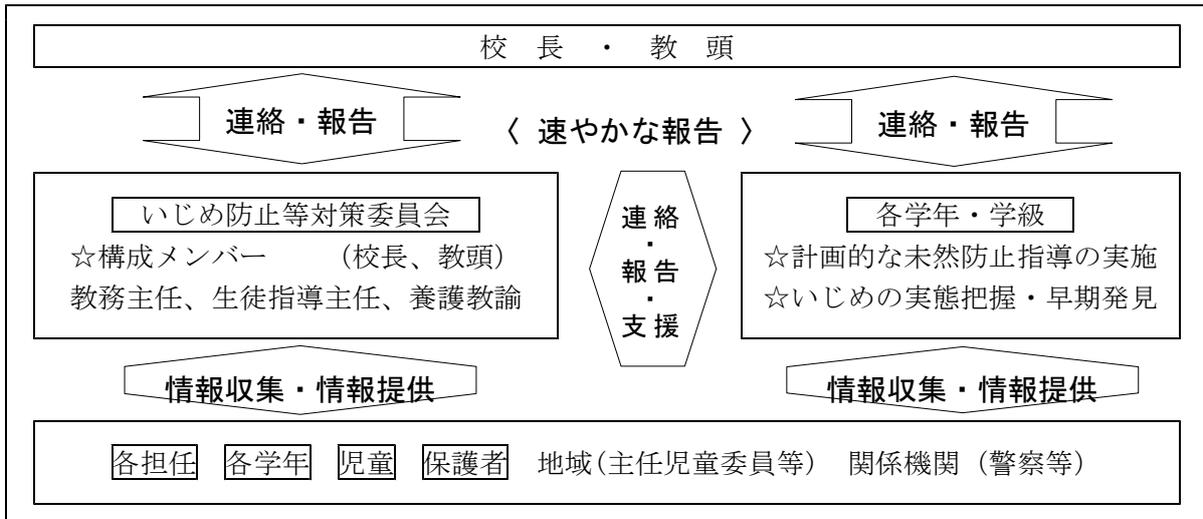
### <重大事態とは>

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いを認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間欠席することをよぎなくされている疑いを認められる場合

### <重大事態への対応>

- ・重大事態が発生した旨を八戸市教育委員会に速やかに報告を行い、指導・助言を求め組織として対応にあたる。
- ・重大事態が発生した場合は、いじめを受けた児童、保護者及び関係した児童の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係等を調査し、再発防止に努める。

## 8 いじめ防止体制(平常時)



## 9 いじめ防止体制(いじめ発生時・重大事態を含む)

